

富 山 県 中 央 植 物 園

参 考 資 料

富山県植物公園について（中間報告）

富山県中央植物園友の会設立趣意書

富山県中央植物園友の会会則

公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領

富山県農林水産部森林政策課

富山県植物公園について

(中間報告)

平成元年11月

富山県植物公園整備委員会

は　じ　め　に

富山県では、21世紀に向かって「日本一の花と緑の県」の目標を掲げ、県民総参加により、これに挑戦されているところであり、昭和58年に策定された「富山県民総合計画」、昭和60年に策定された「富山県グリーンプラン」において、植物公園の設置について検討することとされている。

このため、昭和60年に植物公園等の専門家や有識者による「富山県植物公園構想懇談会」が設置され、日本一の花と緑の県づくりをめざす本県のシンボリック施設としての植物公園の構想について、鋭意検討が進められてきたところである。

その結果、昭和63年12月に、この懇談会において、植物公園を「本園・分園方式」というユニークな考え方で整備しようとする「富山県植物公園基本構想」が取りまとめられ、知事に報告された。

この基本構想に基づき、富山県を表徴するにふさわしい植物公園の整備等について検討するため、平成元年6月に「富山県植物公園整備委員会」が設置され、さらに、専門事項を調査検討するために「富山県植物公園整備委員会小委員会」が設置された。

その後、7月4日、31日、8月30日、10月9日、11月20日の5回にわたり小委員会を開催し、本園・分園の機能分担及び整備方向等について検討を行うとともに、それにふさわしい候補地について調査検討を行った。また、その過程で、「本園・分園方式」の趣旨について正しい理解を得るため、本園を中央植物園と、分園を専門植物園と呼称することとした。

このたび、11月29日に開催の整備委員会において、小委員会の検討結果をもとに、審議を行い、この中間報告の取りまとめを行った。

今後、本整備委員会としては、中央植物園及び各専門植物園についての整備、植物公園ネットワークの運営のあり方等について、より具体的な調査審議を進め、日本一の花と緑の県づくりのシンボリック施設にふさわしい植物公園が実現されるよう努めてまいりたい。

平成元年11月

富山県植物公園整備委員会
委員長　長　井　真　隆

I	植物公園基本構想の具体化にあたって	1
1	本園・分園の機能分担	〃
(1)	本園	〃
(2)	分園	2
2	本園・分園の整備方向	〃
(1)	本園	〃
(2)	分園	〃
II	中央植物園について	4
1	中央植物園の整備内容	〃
(1)	植物の観察、学習のための施設	〃
(2)	調査・研究のための施設	5
(3)	その他の施設	6
2	中央植物園の候補地	〃
(1)	適地条件	〃
(2)	候補地	7
III	専門植物園について	8
1	専門植物園の整備内容等	〃
(1)	花 木 園	〃
(2)	園芸植物園	〃
(3)	薬用植物園	9
(4)	樹 木 園	〃
(5)	水生植物園	〃
(6)	海浜植物園	10
(7)	高山植物園	〃
(8)	自然生態園	〃
2	専門植物園の候補地	11
(1)	花 木 園	〃
(2)	園芸植物園	〃
(3)	薬用植物園	12
(4)	樹 木 園	〃
(5)	水生植物園	〃
(6)	海浜植物園	〃
(7)	高山植物園	〃
(8)	自然生態園	13
3	専門植物園の指定等	14

I 植物公園基本構想の具体化にあたって

昭和63年12月に策定された富山県植物公園基本構想においては、県内の優れた植生地や公園・緑地等を取り込み、それぞれに特色をもつ植物公園群として整備を図り、これらをネットワーク化し、全体として一つの総合的な植物公園を形成するいわゆる本園・分園方式による植物公園整備が望ましいとしている。

これにより、多彩な植物公園として多様なニーズに対応することができ、また、魅力ある郷土づくりに寄与するとともに、環境保全意識の高揚や植物の資源的価値の見直しに資することができると思われる。

この基本構想を具体化するにあたっては、まず、本園・分園が受けもつべき機能及びその整備の基本的な考え方について明らかにしておく必要があると考える。

1 本園・分園の機能分担

植物公園は、植物を学び、植物と人間のかかわりあいを考える植物園としての機能と、植物の美しさ、うるおいを楽しみながら、憩い、安らぐ公園としての機能を併せもつものである。

本園・分園方式においては、このほか、ネットワーク全体として調和のある運営を図るため、技術面での指導・援助、情報の提供及び企画面での調整・連携を行う等のセンター的機能が別に求められる。

(1) 本園

本園においては、日本海側特有の植物すべてを収集展示するとともに、国内の近縁種の植物を収集し、これと対比して展示することにより、日本海側で初めて設置される総合的な植物公園としての特徴づけを行うこととする。また、世界各地や国内の植物学上価値のある基本的な植物の収集展示を行うとともに、国際的に種の交流ができるような内容を持たせる。

なお、収集展示する植物は、野生種（自然に生育繁殖している種。園芸種と区別される。）を中心に考える。

このほか、本園においては、植物公園ネットワーク全体として調和のある運営を図るため、前記のセンター的機能を果たすこととする。また、植物に関する専門機関として必要な調査・研究、絶滅または減少しつつある植物の遺伝子保存、更には、県民に対する緑花や自然保護の普及教育の機能を受けもつこととする。

このような機能を果たすため、本園において所要の職員配置が必要である。

(2) 分園

本県の植生は、海岸地帯から高山帯まで変化に富んだ高度分布を有し、その中におおよそ2,000種の植物が各地に生育している。分園は、このような本県の地域特性に基づき、既存の優れた植生地や公園・緑地等を活用して、それぞれ特徴的な植物を展示する植物公園として、県内に分散する形で整備するものである。

なお、収集展示する植物は、県内に生育するもの（野生種、園芸種）を中心に考える。

2 本園・分園の整備方向

(1) 本園

本園については、野生種を中心に収集し、生態的な条件を考慮した展示方法によることを基本とした植物の観察・学習の施設のほか、学術上の調査・研究のための施設、情報・文献の収集・展示・提供のための施設、植物公園ネットワーク全体としてのセンター的機能を果たすための施設等の整備を図るものとする。

この場合、植物の収集や各種施設の整備は、長期的な展望に立った整備計画を樹立し、これに沿って段階的に進めることが望ましい。

また、本園の機能を発揮するため、植物公園の管理、植物の収集、調査・研究、栽培等のそれぞれの分野に職員を配置し、逐次、充実を図りながら、各分園や利用者に対する質の高いサービスの提供に努めていく必要がある。

(2) 分園

分園については、既存の優れた植生地、公園・緑地等を最大限に活用して、県内に生育する植物が観察、学習できるよう整備するものであり、基本構想において例示されている8類型（花木園、園芸植物園、薬用植物園、樹木園、水生植物園、海浜植物園、高山植物園、自然生態園）を基本として、既存の植生の保護に十分配慮しながら、それぞれ必要な植物の補植や観察等のための施設の整備を図るものとする。

この場合、各分園は、地域特性を生かした特徴的な植物を展示し、より専門的な学習ニーズに応える植物公園として特徴づけられるものであるが、多様な品種の収集展示に努力するなど、魅力ある植物公園とする工夫が望まれる。

また、自然生態園については、あるがままの植生を見せることを主眼としており、その目的の範囲内で必要最小限の施設整備を行うこととする。

なお、植物公園全体として均衡のとれた整備が図られるよう、県が市町村等の設置主体に対し、分園の望ましい姿についての指導助言を行うとともに、施設整備事業等に対し助成措置を講ずることが必要である。

※ 本園・分園の呼称について

本園・分園方式は、県内各地に配置された植物園をネットワーク化し、県全体として一つの総合的な植物公園の形成をめざすものである。

本園及び各分園は、前述のとおり、それぞれ特定の植物を収集、展示し、より専門的なニーズに応えようとする植物園であり、それぞれに特色ある植物公園として整備していくものである。

したがって、本園と各分園は総合的な植物公園の、植物を観察・学習するという機能については、体系的に分担し合う並列的な関係にあるといえる。

また、本園は、総合的な植物公園ネットワークの調和ある運営を図るためのセンター的機能をもつとともに、植物の調査・研究など植物に関する専門機関としての機能を受けもつ植物園である。

以上のことから、この中間報告では、各植物園の機能分担など本園・分園方式の趣旨を正しく理解するため、本園を中央植物園と、分園を専門植物園と呼称することとした。

II 中央植物園について

1 中央植物園の整備内容

中央植物園は、植物の観察、学習のための機能のほか、植物公園ネットワークとしてのセンター的機能、調査・研究のための機能及び憩い、楽しむための機能を併せもつものである。

このため、中央植物園には、植物の収集栽培、調査研究、維持管理、専門植物園に対する指導助言及び利用者へのサービス等を担当する職員が適切な組織機構のもとに配置される必要がある。

中央植物園を構成する主な施設については、基本構想において明らかにしているところであるが、個々の施設についての整備内容は、次のとおりとすることが望ましい。

(1) 植物の観察、学習のための施設

中央植物園において収集展示する植物は、日本海側で初めて設置される植物公園であることから、日本海側の野生種を中心として収集し、また、その展示方法は、植物を分類別に配列するという在来いわゆる分類方式にこだわらず、植物の生態的条件や冬季の利用について、十分考慮したものとするのが望ましい。

ア 屋外展示園

- ・ 日本海側に生育する野生種すべてを収集し、これとの関連や対比を学習するため、近縁の世界各地や国内の野生種を系統的に収集して、楽しみながら学習するとともに、植物の美しさを楽しめるような展示方法を工夫する。
- ・ 絶滅のおそれあるいは減少しつつあり、保存増殖の必要のある植物を収集展示する。

イ 温室・冷室

地球的規模で植物を学ぶために、サバンナ、熱帯降雨林、亜寒帯など本県と生育環境の異なる地域の植物の展示、利用形態別の展示など、テーマをはっきりと持った温室・冷室として整備する。

(当面、整備すべきであると考えられるもの)

- ・ 九州以南の日本の暖帯性の植物や、日本の植物と近縁の植物が多く、かつ日常生活に関係の深い東南アジアの植物を展示する温室
- ・ 寒冷地や高山の植物を身近に展示する冷室

- ・ 短期的、集中的な企画展の開催や季節を表現する植物のショールーム的な利用にあてる特別展用の温室
 - ・ 展示用植物の育苗、保管など展示温室を支える栽培用温室
- これについては、展示用温室の最低限3分の1程度の面積が必要である。

(将来構想として整備を考えてほしいもの)

- ・ アフリカの大半を占める半乾燥地帯の特殊な植物を収集する温室
- ・ 日本では紹介が少ないが、特産種の多いオーストラリアの植物を展示する温室
- ・ 熱帯植物の種類が豊富で、利用されている有用植物の種類も豊富な地域である中南米の野生種の植物を展示する温室
- ・ 広く親しまれているペゴニアなどの鑑賞用植物の野生種を展示する温室

ウ 資料室、研修室等

- ・ 植物に関する資料や情報を収集し、提供するための資料室
- ・ 研修会を行うための視聴覚施設を完備した研修室
- ・ 植物の観察、実習を行うための実験設備を備えた実習室
- ・ 花と緑についての相談と技術指導や啓蒙普及並びに植物の生態を学ぶために本県の優れた植生地等を紹介するための相談室

なお、中央植物園で収集展示する植物は、次のように約5,000種類を考
える。

日本海側特有の植物約150種類

県内に生育する植物のうち基本的な野生種約400種

これらと対比するために世界各地や国内の野生種約1,000種

本県と環境条件の異なる地域の植物を温室等で収集すると約3,500種

また、展示用の植物は早期に収集することが望ましいが、すべてが一時に収集できるものではないので、長期的な展望にたって、最終的に必要となる用地や施設を確保し、配置計画をはっきりさせたうえで計画的に植物を収集し、順次、展示内容の充実を図っていくことが必要である。

(2) 調査・研究のための施設

- ・ 植物の増殖、バイオテクノロジーなどの研究のための調査研究室

- ・ 種子や苗を生産・増殖するための圃場及び保存室
- ・ さく葉などを収納する標本室

(3) その他の施設

- ・ 利用者の休息の場となる芝生広場や庭園
- ・ レストハウス、インフォメーションセンター及び売店
- ・ 県内を問わず県外からの利用者の便を考え、さらには利用を誘発するものとして広いスペースをもつ駐車場
- ・ 植物公園ネットワークの一体的な運営に必要な職員室などの施設
- ・ 中央植物園の機能が円滑に発揮できるよう栽培用の圃場、作業棟、農機具格納庫などの維持管理施設

2 中央植物園の候補地

中央植物園については、次のような条件を満たす場所が適当であると考えられる。

(1) 適地条件

ア 用地

前述の各施設の整備内容から試算すれば、中央植物園の機能を発揮するために必要な用地面積は、おおむね、屋外展示園、温室・冷室等の観察・学習用の施設として12ヘクタール、芝生広場、庭園、駐車場等の憩い楽しむための施設として8ヘクタール、そのほか調査・研究、管理用施設として5ヘクタール、合計25ヘクタール程度となるものと考えられる。

このため、中央植物園の用地としては、1団地として25ヘクタール程度の面積が確保でき、取得に際して障害が少ないことが必要である。

イ 自然

中央植物園の設置場所としては、展示する野生種の植物が正常な生育に適する場所であることは勿論、植物の維持管理や利用者の立場から、必要な要件として、次のものが考えられる。

- ・ 造成に伴う切土、盛土の量が少なく、植物が均一的に良好に生育できる土壌を有すること。
- ・ 水の便がよく、かつ、排水の良好な土層を有すること。

- ・ 雪害、塩害などの自然障害ができるだけ少ないこと。
- ・ 屋外展示園や温室冷室などの施設の有機的、効率的な配置について制約を受けることが少ないこと。
- ・ 広大な園内を歩行しながら鑑賞する利用者（特に、高齢者、身障者等）にとって、観察路の高低差が少ないこと。

ウ 交通

中央植物園は、植物公園ネットワークの一体的な管理・運営のため、各専門植物園に対する効率的な指導助言が行えるような場所に位置することが望ましく、なるべく、公共交通機関及び道路網などの便利なところが望ましい。

なお、既存の植物公園は、身近な緑の空間を創出するという効果もあって、一般的に都市又はその近郊に立地しているものが多い。

(2) 候補地

前記のような地形的・地質的な自然条件や交通条件を満たすこと、さらに、次に掲げるような利点を有することを考慮すれば、中央植物園の場所としては、富山県緑化センター（婦中町上轡田地内、11.0ha）及びその隣接地が最適であると考えられる。

- ・ 中央植物園の機能の一部である植物の展示、相談及び指導業務については、緑化センターにおいて既に実施されており、そのノウハウが中央植物園において直ちに活用でき、その拡充が期待できる。
- ・ また、緑化センターの施設である苗圃、指導館、サクラ並木、芝生広場、駐車場など既存の施設は、中央植物園の施設として利用することも可能である。
- ・ 緑化センターの周辺は農業振興地域であるが、農業基盤整備の公共投資がなされておらず、比較的規制も少ないため、中央植物園に必要な用地について関係者の協力が得られやすいと見込まれる。

Ⅲ 専門植物園について

1 専門植物園の整備内容等

専門植物園は、中央植物園とともに、総合的な植物公園のネットワークを形成するものであり、基本構想には、花木園、園芸植物園、薬用植物園、樹木園、水生植物園、海浜植物園、高山植物園、自然生態園の8つの類型が例示されている。

専門植物園は、収集展示する植物の種類や展示方法により次のように大別される。

- ① 花木園、園芸植物園、薬用植物園及び樹木園のように有用性、鑑賞性を重視したもの
- ② 水生植物園、海浜植物園及び高山植物園のように生態的条件を重視したもの
- ③ 自然生態園のようにありのままの自然生態を観察学習するもの

個々の類型別に、収集展示する植物とその種類及び整備が必要となる施設内容や面積等を例示すれば、次のとおりである。

(1) 花木園

花木園は、植物を楽しみながら鑑賞するため、サクラ、ツツジ、ツバキ、バラ、ボタン、カエデ類、ムラサキシキブ、ウメモドキなど、バラエティーに富んだ各種の美しい花や葉、香りのよい樹木などを集めた植物園である。季節毎に変化をもって花ごよみに楽しめる総合的な花木園と、特定の種類の花木を中心に据えて展示する単独の種の花木園とが考えられる。

収集する植物としては、花ごよみ的な花木園の場合には年中美しい花や葉などが絶えないよう200種類程度、また、単独の種の場合にはできるだけ多くの品種を集めることが望ましい。

展示方法は、美しい花や葉などを楽しめるような庭園的なものとし、安らぎのための施設等を配置することが望ましい。

面積は、単独の種の花木園の場合でも3ヘクタール以上が必要と考えられる。

(2) 園芸植物園

園芸植物園は、四季折々に多彩な花を咲かせるチューリップ、キクなど美しい花を咲かせる草花を中心に、美しい葉や実をもつハゲイトウなど各種の園芸植物を鑑賞し、楽しむための植物園である。

バラエティーに富んだ園芸植物を収集し、季節に応じた花がいつでも楽しめる

総合的な園芸植物園と、チューリップやキクなどの特定の種類の園芸植物を中心に据えて展示する単独の種の園芸植物園が考えられる。

収集する植物の種類は、総合的な園芸植物園の場合には200種類程度、また、単独の種の場合はできるだけ多くの品種を集めることが望ましい。

この植物園は、主として美しい花や葉、実を楽しむことを中心としているため、庭園的な施設を整備するほか、温室や苗圃などの施設も整備することが望ましい。

面積は、総合的な園芸植物園の場合には少なくとも3ヘクタール程度、単独の種の園芸植物園の場合は1ヘクタール以上が必要と考えられる。

(3) 薬用植物園

薬用植物園は、アマチャ、オウレン、キハダ、トウキ、ハトムギなど薬草や薬の原料となる植物を観察できるよう展示するとともに、薬効について学習させ情報提供も行う植物園である。

このため、できるだけ多種の薬草を集める必要があり、200種類程度の植物を収集することが望ましい。また、これを観察学習するための施設整備のほかに、楽しみながら観察できるように植栽にも配慮する必要がある。

面積は、3ヘクタール以上が必要と考えられる。

(4) 樹木園

樹木園は、木材、工芸品の材料、産業や生活にかかわる原料となるスギ、マツ、ホオノキ、ナラ類、カシ類など有用な樹木を中心に展示し、樹木に関する知識を学び、樹木の有用性や森林の効用、樹木や森林の美しさ、自然の重要性を認識するための植物園である。

このため、できるだけ多くの種の樹木を植栽して観察、学習できるようにする必要があり、200種類程度の樹木を収集することが望ましい。

この植物園では、樹木と生活や文化とのかかわり合いが学べる木の実の家や木道などの施設の整備や樹木の美しさを鑑賞できるような園路や展望休憩所などの施設についての配慮も必要である。

樹木の植栽は大面積を必要とするため、10ヘクタール以上を確保することが望ましい。

(5) 水生植物園

水生植物園は、ヒシ、スイレン類、ハスやハナショウブなどのアヤメ類等のよ

うな川、池、沼や湿地等に生育している植物を観察学習するための植物園である。

このため、水深と流速を考慮した展示方法を取るとともに、収集する水生植物の種類は、200種類程度とすることが望ましい。この植物園は、アヤメ類、スイレン類など美しい花を咲かせるものもあるため植物を楽しむための、観察橋などの施設も必要と考えられる。

面積は3ヘクタール以上確保することが望ましい。

(6) 海浜植物園

海浜植物園は、オカヒジキ、ハマヒルガオ、ハマナス、クロマツやエゾヒナノウスツボなどのような砂浜、磯浜に生育する植物の形態、生態やその機能を理解するための植物園である。

海浜植物としては、本県では約50種程度が生育しており、このうちなるべく多くのものを収集することが望ましい。

この植物園は、帯状に連なった海浜植物を観察学習することが中心の施設であるため、解説用設備のほかには観察路、進入防止施設等を整備する程度でよいと考えられる。

自然の状態を利用するため、面積は1ヘクタール以上のものが望ましい。

(7) 高山植物園

高山植物園は、イワイチョウ、チングルマ、タテヤマリンドウ、タテヤマアザミなどの高山植物を手軽に観察できるように、交通の便がよく、かつ高原的な雰囲気有する標高千メートル程度の場所に設置する植物園である。

収集する植物は、中央植物園の冷室で展示される植物と補完しあうようにし、50種類程度は必要と考えられる。

この植物園は、高山植物の花の美しさを楽しむことを目的とするものであるため、花を美しく見せる展示方法について工夫が必要である。

小面積なものでよいが、高山らしく見せるため、また植物が混交しないようにするためロックガーデン風の石組みの中に植え込むことが望ましい。

(8) 自然生態園

自然生態園は、本県の優れた自然植生を利用して、ありのままの自然生態を観察、学習するための植物園である。

本県では、海拔0メートルから3,000メートルまでの標高を有するため、例え

ば、低山帯の照葉樹林や二次林、山地帯のスギ、ブナの原生林、亜高山帯のオオシラビソ、ダケカンバ林、高山帯の高山草原など多様な自然植生が存在している。このため、各種の自然生態園が考えられる。

施設整備については、自然環境の保全を第一義に考え、観察路の設置、進入防止施設、解説用設備の整備にとどめるべきであると考えられる。

面積は、その観察すべき自然生態を表徴する部分をとらえ、必要最小限のものとすべきである。

2 専門植物園の候補地

専門植物園の候補地については、前述の専門植物園の整備内容を踏まえながら、既存の優れた植生地や公園施設等を活用するという基本に立ち、「富山県植物公園構想懇談会」の審議の過程において分園として話題にあがったもの、あるいは地元から陳情があったものなど約25箇所について検討した結果、現時点では、次のものが専門植物園の候補地としてあげられる。

これらの候補地は、現状においてそれぞれの設置目的もあり、必ずしも専門植物園にふさわしい内容を具備しているとは認められないので、いずれも、植物の観察、学習などの利用に適する整備等が図られることが必要である。

(1) 花木園

花木園に活用できる既存の優れた植生地等が認められないので、現時点では候補地をあげていない。

(2) 園芸植物園

ア 花総合センター

(砺波市高道地内、2.7ha)

- ・ 花の栽培技術や活用方法の情報を提供するための施設や温室、花壇が設置されている。

イ 富山市農業センター

(富山市月岡地内、5.8ha)

- ・ 花き園芸の振興とその普及を図るため花壇、芝生広場、温室や約280種類のツバキ園が設置されている。

(3) 薬用植物園

ア 薬用植物指導センター

(上市町広野地内、4.3ha)

- ・ 薬草の種苗供給、栽培技術指導のための施設や薬草見本園が設置されている。

(4) 樹木園

ア 林業試験場樹木園

(立山町吉峰地内、13.1ha)

- ・ 多種多様の有用な樹木が多く、さらに林業試験場樹木園整備計画に基づき整備されることとなっている。

(5) 水生植物園

ア 行田公園

(滑川市上小泉地内、6.5ha)

- ・ 低温の豊富な湧水と流れがあり、ハナショウブ園とスイレンが中心となっている。

イ 頼成の森

(砺波市頼成地内、5ha)

- ・ 園内には北陸随一のハナショウブ園があり、さらにこれを拡張する計画がある。

(6) 海浜植物園

ア 島尾海浜公園

(氷見市島尾地内、3.2ha)

- ・ 海浜植生が安定しており、ハイネズ、ハマニンニクのように他に見られない海浜植物をはじめ多様な植物がみられる。

(7) 高山植物園

高山植物園は、本県にとっては欠くことのできないものと考えられるが、当面は、中央植物園の冷室内において高山植物を展示することとし、将来、新たに高山植物園を整備する場合には、適地として、「有峰」、「あわすの平」などが考えられる。

(8) 自然生態園

ア 宮崎鹿島樹叢

(朝日町宮崎地内、2.3ha)

- ・ 暖温帯林の代表樹種であるタブ、スタジイの老木が生えているほかアカガシ、ヤブツバキなどの暖温帯性植物が生育している。
- ・ この樹叢は、日本海側における暖温帯性植物の北上分布の境界を占めている地域である。
- ・ 天然記念物（国）、県立自然公園、自然環境保全地域（県）の指定地

イ 杉沢のサワスギ林

(入善町吉原地内、2.7ha)

- ・ スギの伏条現象が見られるのは、日本の平地では、このサワスギ林ただ一箇所である。
- ・ このサワスギ林には、暖温帯植物、深山性植物、湿地性植物など全国的にも類を見ない多種多様な植物群が生育している。
- ・ 天然記念物（国）、自然環境保全地域（県）の指定地

ウ 縄ヶ池のミズバショウ群生地

(城端町養谷地内、0.5ha)

- ・ この地域のミズバショウは、標高1,000メートル以下の西南限に近い分布で、県内でも類を見ない大群落を形成している。
- ・ 天然記念物（県）、自然環境保全地域（県）の指定地

エ 山の神のブナ林

(利賀村阿別当地内、12.5ha)

- ・ 本地域は、標高のあまり高くない人里に近い所にあるブナの極相林として貴重なところである。
- ・ 自然環境保全地域（県）の指定地

オ 弥陀ヶ原及び室堂平の高山植生地

(立山町芦峯寺地内)

- ・ 本地域は、代表的な高山植物が生育しており貴重なところである。
- ・ 国立公園の指定地

3 専門植物園の指定等

中央植物園と専門植物園が、全体として均衡のとれた一つの総合的な植物公園を形成するには、それにふさわしい専門植物園の整備が、市町村等の設置主体の協力により、着実に進められる必要がある。

そのためには、専門植物園の候補地等の設置主体が植物園整備計画を策定し、県は、これを整備委員会に諮り、適当と認めたものについて専門植物園として指定するという方法を取ることが適当と考えられる。

この場合、専門植物園の候補地等の設置主体が実施する施設整備事業に対し、県において指導助言を行うとともに、その促進のための適切な助成措置を講ずることが望まれる。

また、前掲の候補地のほかに、新たに植物園を設置しようとする構想がでてくれば、植物園を設置するにふさわしい環境を有するかどうか、また、施設整備計画が他の専門植物園との均衡を失しない程度の内容を有するか等について検討のうえ、前記と同様の措置を講ずることが望ましい。

富山県中央植物園友の会設立趣意書

私たちのふるさと富山県は、美しく豊かな自然に恵まれ、全国屈指の植生自然度を誇っています。

このような恵まれた自然をベースに、富山県においては、県民総ぐるみで生活環境の緑化と美しいふるさとづくりを進め、うるおいに満ちた「日本一の花と緑の県」づくりを進めています。

富山県中央植物園は、この「日本一の花と緑の県」のシンボル施設となる富山県植物公園の核となるもので、県内各地に配置されたそれぞれに特色を持つ専門植物園とネットワークを形成するものです。

富山県中央植物園は、平成元年度より整備を進め、平成5年10月には屋外展示園を開園しました。その後、平成5年度より進めていました展示温室などの整備も、平成8年3月末には終了し、4月26日には全面開園の運びとなりました。ここに、植物を愛し、植物園を愛する人々が、この植物園を中心に植物の観察・学習や植物園におけるボランティア活動などを行うことを通じて、会員相互の交流及び自己研鑽の場、またこの植物園の諸活動を支援する母体となるよう、富山県中央植物園友の会を設立しようとするものです。

平成8年4月16日

富山県中央植物園友の会

設立発起人代表者 長 井 真 隆

金 岡 純 二

中 村 久 一

森 野 義 博

富山県中央植物園友の会会則

(名称と事務所)

第1条 この会は、富山県中央植物園友の会（以下「友の会」といいます。）といい、事務所を富山県富山市婦中町上轡田 42 富山県中央植物園（以下「植物園」といいます。）に置きます。

(目的)

第2条 この会は、植物園を中心に、植物の観察・学習などを行い、もって会員の教養に資するとともに、植物園の諸活動に協力することを目的とします。

(事業)

第3条 この会の目的達成のため、次の事業を行います。

- (1) 植物観察会などの開催
- (2) 講演会、講習会などの開催
- (3) 植物及び植物園などに関する資料の出版
- (4) 植物園諸活動への協力
- (5) その他必要な事業

(会員)

第4条

- 1 この会の会員は、一般会員、シルバー会員、ジュニア会員、賛助会員、特別会員及び名誉会員とします。
- 2 会員のうち、一般会費を納入した者を一般会員、4月1日時点の年齢が70才以上でシルバー会費を納入した者をシルバー会員、ジュニア会費を納入した者をジュニア会員、賛助会費を納入した者を賛助会員とし、それぞれに会員証を交付します。
- 3 特別会員及び名誉会員は、理事会で承認を得た者をもってあてます。
- 4 会員（特別会員と名誉会員を除く）は、3月31日までに次年度の会費を納入することとし、会費を3箇月以上滞納したときは、会員の資格を失うものとします。
- 5 賛助会員は、個人賛助会員と団体賛助会員とに区分し、個人賛助会員については、一般会員、シルバー会員、ジュニア会員のいずれか一つの会員種との複数加入も可能とします。

(特典)

第5条 会員には、次の特典があります。

- (1) 一般会員は、無料で入園できます。個人賛助会員は、1口につき1年に2枚の招待券が配布されます。団体賛助会員には、1口につき1年に10枚の招待券が配布されます。
- (2) 友の会会報などが配布されます。
- (3) 友の会発行の出版物などの割引購入ができます。
- (4) 講演会や観察会などの友の会主催行事に参加できます。
- (5) 植物園の各種情報が入手できます。
- (6) 複数の会員種に加入された会員への特典のうち前第2号から第5号にかかるものについては、一人分の特典に限りです。

(会費)

第6条

- 1 一般会費は、年額2,800円、シルバー会費は、年額1,500円、ジュニア会員は、年額500円、個人賛助会費は、年額1口1,500円、団体賛助会費は、年額1口20,000円とします。
- 2 特別会員及び名誉会員の会費は無料とします。
- 3 納入された会費は、払い戻ししません。
- 4 観察会などに参加される場合は、実費を徴収することがあります。

(役員と任期)

第7条 この会に次の役員を置き、任期は、2年とします。ただし再任を妨げません。なお、任期中に欠員が生じた場合は、補欠の役員の任期は前任者の残任期とします。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 15名以内（会長、副会長を含むものとします。）
- (4) 相談役 若干名
- (5) 監事 2名

(役員の選出)

第8条

- 1 理事・監事及び相談役は、会員のうちから理事会において選出します。

2 会長及び副会長は、理事の互選により選出します。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は次のとおりとします。

- (1) 会長は、友の会を代表し、会務を総理します。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その任務を代行します。
- (3) 理事は、この会の重要事項を審議します。
- (4) 相談役は、この会の重要事項に助言します。
- (5) 監事は、この会の会計及び会務を監査します。

(理事会)

第10条

- 1 この会に、理事で組織する理事会を置きます。
- 2 理事会は、必要に応じて開催し、事業計画、予算、決算、役員の選出、会則の改正、及びその他重要事項を審議します。
- 3 理事会は、会長が招集します。
- 4 理事会の議長は、会長が当たります。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席をもって開会します。
- 6 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決めるものとします。ただし、可否同数のときは議長が決するところによるものとします。

(書面表決等)

第11条

- 1 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知した事項について、書面を持って表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができます。この場合第10条第6項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなします。
- 2 緊急の必要がある場合においては、会長は書面による賛否を求めて、理事会の議決にかえることができます。

(部会)

第12条 この会に、専門分野に関する部会を置くことができるものとします。

(事務局)

第13条

- 1 この会の事務局は、植物園内に置きます。
- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置きます。
- 3 事務局長は、公益財団法人花と緑の銀行中央植物園部長もしくは植物園次長の職にある者をもってあてます。

(経費)

第14条 この会の経費は、会費、寄付金、事業収入その他をもってあてます。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとします。

(委任)

第16条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めます。

附 則

第1条 この会則は、平成8年4月16日から施行します。

第2条 第8条の規定にかかわらず、発足当初の役員は、設立発起人会において選出された役員をもってあてます。

第3条 第15条の規定にかかわらず、発足初年度は、平成8年4月16日から平成9年3月31日までとします。

附 則 (第5条一部改正)

この会則は、平成12年4月1日から施行します。

附 則 (第4条及び第12条一部改正)

この会則は、平成15年4月9日から施行します。

附 則 (第7条一部改正)

この会則は、平成20年4月1日から施行します。

附 則 (第5条、第6条及び第7条一部改正)

この会則は、平成24年4月1日から施行します。

附 則 (第4条、第6条、第8条、第10条の一部及び11条の改正)

この会則は、平成24年7月12日から施行します。

附 則 (第4条の改正)

この会則は、平成27年3月31日から施行します。

附 則 (第4条、第6条の改正)

この会則は平成28年4月1日から施行します。

附 則（第4条、第6条の改正）

この会則は平成29年4月1日から施行します。

附 則（第6条の一部改正）

この会則は令和4年4月1日から施行します。

附 則（第13条の一部改正）

この会則は令和4年6月7日から施行します。

附 則（第4条、第5条、第6条の一部改正）

この会則は令和7年4月1日から施行します。

公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領

第1 趣旨

この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度の導入に伴い、県の公の施設の管理の業務からの暴力団関係者の排除に関し必要な措置を講ずるための体制を確立し、もって公の施設の適正な管理の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 排除措置の対象者、該当事項及び内容

- 1 県の公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとし、又は当該指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者等」という。）、指定管理者等の代表者等（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の団体等にあつてはこれらに相当する職にある者及びこれらの者以外に団体等の経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）又は指定管理者等の被用者（代表者等を除くすべての従業員、構成員及びこれらに相当する者をいう。以下同じ。）が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、県は、その排除のため必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 暴力団関係者である場合
 - (2) 暴力団関係者を利用した場合
 - (3) いかなる名目をもってするかを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
 - (4) 暴力団関係者との密接な交際関係又は社会的に非難される関係を有している場合
- 2 1の「必要な措置」は、次の表のとおりとし、同表の該当事項の欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の措置内容の欄に記載する措置を講ずるものとする。

該当事項	措置内容	
	指定管理候補者選定時	指定管理者指定後
(1) ア 1の(1)に指定管理者等の代表者等が該当する場合	指定管理候補者として不選定	指定の取消し
イ 1の(1)に指定管理者等の被用者が該当する場合	必要な指示又は指定管理候補者として不選定	必要な指示、管理業務の停止又は指定の取消し
(2) 1の(2)に該当する場合		
(3) 1の(3)に該当する場合		
(4) 1の(4)に該当する場合		

第3 第2に定める事項の運用基準

- 1 「法人等の経営に事実上参加している者」とは、次の者をいう。
 - (1) 出資者として事実上経営を支配していると認められる者
 - (2) 顧問、相談役等の肩書きを持つ等経営に関与していると認められる者
 - (3) その他経営に実質的に関与していると認められる者
- 2 「暴力団関係者」とは、次のものをいう。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を

経過しない者

- (3) (1)又は(2)に該当する者が経営を支配していると認められる団体等
- 3 「暴力団関係者を利用した場合」とは、次の場合をいう。
- (1) 指定管理者の選定に当たり、暴力団関係者を利用して、自らの団体等が有利となるよう他の団体等を妨害した場合
 - (2) 暴力団関係者を利用して、特定の団体等を再委託者として使用するよう強要した場合
 - (3) 暴力団関係者を利用して、取引関係にある団体等に対して債権の放棄又は不当な値引きを強要した場合
 - (4) 暴力団関係者を利用して、取引関係にある団体等に対して債務の履行を強要した場合
 - (5) 暴力団関係者に紛争等の解決を依頼した場合
 - (6) その他自ら若しくは第三者が不正な利益を得、又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団関係者を利用した場合
- 4 「金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合」とは、次のような場合をいう。この場合において、「与えた」とは、自発的に行う場合をいい、脅迫によるものは含めないものとする。
- (1) 用心棒代、地代、騒音等の迷惑料、地域対策費等いかなる名目であれ、正当な理由がない金品を与えた場合
 - (2) 暴力団関係者が行う冠婚葬祭等社会的儀礼行為、放免祝い、誕生会、事務所開き等いわゆる「義理事」や諸行事にいかなる名目であれ、資金的援助をした場合又は祝い金等の金銭や物品を供与し、若しくは建物、駐車場等を供与した場合
 - (3) 暴力団関係者に対し、その事業の遂行又はその他の諸活動に必要な建物、物品等又はその者の住居の用に供する建物を提供し、貸与し、支給する等の便宜を図り、又は支援を行った場合
 - (4) 暴力団関係者を業務の再委託者又は資材等の納入者として使用した場合
- 5 「暴力団関係者との密接な交際関係」とは、次のような交際関係にあることをいう。この場合において、当該交際関係の認定に当たっては、その頻度、範囲等、当該交際関係にあることの正当な理由及び暴力団関係者であることの認識の有無を総合的に勘案するものとする。
- (1) 暴力団関係者とゴルフ、麻雀等の交遊をすること。
 - (2) 暴力団関係者との旅行に同行すること。
 - (3) 暴力団関係者と飲食を共にすること。
 - (4) 暴力団関係者の冠婚葬祭等の行事に参列すること又は自ら主催する冠婚葬祭等の行事に暴力団関係者を招^{へい}聘すること。
 - (5) 暴力団事務所若しくは暴力団関係者宅に出入りすること又は指定管理者等の事務所若しくは指定管理者等の代表者等若しくは指定管理者等の被用者の自宅に暴力団関係者が出入りすること。
 - (6) 暴力団関係者の利益、便宜若しくは支援を目的とした組織の会員になること又はその顧問等に名を連ねること。

附 則

この要領は、平成 18 年 11 月 14 日から施行する。